

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきました。平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられることにより、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

その後、社会的な課題となっている、「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対して、より一層の取組が必要であるとして、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から開始されました。市町村は、5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めて、子ども・子育て支援事業を計画的に推進することとなりました。

国では、第 1 期子ども・子育て支援事業計画期間中に、新たな保育所待機児童対策や放課後児童クラブ待機児童対策、仕事と家庭の両立等にかかる取組が打ち出されています。

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
国・市の取組												
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法											
	次世代育成支援行動計画											
	次世代育成支援対策推進法改正・延長											
	本市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正・児童福祉法の一部改正											
	第 1 期子ども・子育て支援事業計画					第 2 期子ども・子育て支援事業計画						
保育所待機児童対策	待機児童解消加速化プラン				子育て安心プラン			2年前倒し				
	待機児童ZEROプラン					待機児童ZEROプラン R						
放課後児童クラブ待機児童対策	放課後子ども総合プラン					新・放課後子ども総合プラン						
仕事と子育ての両立	育児・介護休業法改正 働き方改革関連法											

2 第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる国の基本指針

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、国では基本指針の改正が行われました。主な内容は以下の通りです。

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- 児童虐待相談対応件数が年々増加し、重篤な虐待事件も後を絶たないことから、児童福祉法改正や「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を反映すること。
- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画の策定を行うこと。
- 幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正内容を踏まえること。

本市では、こうした国の動向を踏まえた上で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備することを目的に第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。